

## さいたま市告示第728号

さいたま市福祉まると相談窓口業務用端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年4月23日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市福祉まると相談窓口業務用端末賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市西区西大宮3-4-2外

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目「OA機器・用品」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 人口20万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立支援業務用端末に関する賃貸借契約を締結した実績を有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課  
担当 自立支援係   電話 048（829）1846

#### (2) 交付期間

告示の日から令和7年5月15日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年5月19日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料(保守費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。)1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年5月22日(木)14時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市役所西会議棟 2 階第 2 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 5 月 22 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

電話 048（829）1252    FAX 048（829）1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4    さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

電話 048（829）1846    FAX 048（829）1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。